

## 新規入場時等教育実施報告書

事業所の名称

所 長 名 \_\_\_\_\_ 殿

会 社 名 \_\_\_\_\_

現場代理人  
(現場責任者) \_\_\_\_\_

項 目	摘 要
教育の種類	
実施日時	年 月 日 時 ~ 時 ( 時間)
実施場所	
教育方法	
教育内容	
講 師	
受講者氏名 (受講者に氏名を自筆させること)	
資 料	

(注) 新規入場者調査票が作成される場合は本様式の提出は不要

## 新規入場時等教育実施報告書

事業所の名称 八重洲建設株式会社  
丸の内ビル作業所  
所長名 夏川二郎 殿

提出時に、必ず年月日を記入すること。

事業の名称は作業所名を書き、  
所長名は間違いのないようにし  
てください。

教育の種類をプルダウンで選択してください。

会社名 株式会社 山田工務店  
現場代理人 (現場責任者) 間島健児

項目	摘要
教育の種類	新規入場時
実施日時	元年7月20日8時 ~ 9時 (1時間)
実施場所	作業所会議室
教育方法	講義、スライド
教育内容	1. 作業所の概要と規則について 2. 保護具の使用について 3. 機械の取扱い及び点検について 4. 作業の内容について 5. 緊急時の連絡、応急処置について 教育内容は、書ききれない場合に、「別紙添付のとおり」として資料を添付すること。
講師	株式会社 山田工務店 加藤 安全衛生推進者 青木 総務部長
受講者氏名 (受講者に氏名を自筆させること)	間島健児 秋田一郎 福島四郎 周伯山 ゲン・カオ・トゥアン チェ・チ・ホン
資料	新規入場者の安全管理の手引 スライド「安全帯を使用しよう！」

(注) 新規入場者調査票が作成される場合は本様式の提出は不要

## 『新規入場時等教育実施報告書』の目的・主旨

当様式第7号を提出する目的は、下請業者の作業員が所定の安全衛生教育を受け、現場に入場させることを元請業者に報告するために提出するものである。

なお、安全衛生教育を実施するにあたり、「元請業者は教育を行う為の施設、資料の提供を行わなければならない」ことが労働安全衛生法及び同法施行規則で定められている。【労働安全衛生法第30条のとおり】

下請業者の作業員に対する安全衛生教育は、労働安全衛生法において個々の事業者の責任である。

雇入時の教育、作業内容変更時の教育及び危険有害業務に従事する者の特別教育【労働安全衛生法 第59条のとおり】

職長等常時現場にあって部下を直接指揮監督する者の教育【労働安全衛生法 第60条のとおり】

以下に特定元方事業者の講ずべき処置、請負人の講ずべき処置、雇い入れ時等の教育を示した。

### 【労働安全衛生法 第30条】（特定元方事業者等の講ずべき措置）

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一、二、三 省略

四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。

五 省略

六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

### 【労働安全衛生規則 第642条の3】（周知のための資料の提供等）

建設業に属する事業を行う特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときは、当該場所の状況（労働者に危険を生ずるおそれのある箇所の状況を含む。以下この条において同じ。）、当該場所において行われる作業相互の関係等に関し関係請負人がその労働者であつて当該場所で新たに作業に従事することとなつたものに対して周知を図ることに資するため、当該関係請負人に対し、当該周知を図るための場所の提供、当該周知を図るために使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。ただし、当該特定元方事業者が、自ら当該関係請負人の労働者に当該場所の状況、作業相互の関係等を周知させるときは、この限りではない。

### 【労働安全衛生法 第32条】（請負人の講ずべき措置等）

第30条第1項又は第4項の場合において、同条第1項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

2項以下省略

### 【労働安全衛生規則 第35条】（雇い入れ時等の教育）

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。

一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。

二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

三 作業手順に関すること。

四 作業開始時の点検に関すること。

五 当該業務に関して発生のおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。

七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

### [参考] 「新規入場時教育」と「送り出し教育」

- ・「送り出し教育」は、法律に規定されているわけではないが、労働安全衛生法に定められた作業内容変更時の教育にあたり、事業者が作業員を新規現場に送り出す前の現場の状況を予知し、「新規入場時教育」の前に潜在している危険の芽を把握することができる。
- ・「送り出し教育」を実施することにより、「新規入場時教育」の内容を簡略化でき、現場における教育時間が短縮され、職長が現場を離れる時間を短縮することができる。